

古代インド下層カーストに關する若干の考察

藤 謙 敬

一、宗教的儀式的除外

古來、インドにおいては、下層カーストは生活の全般にわたつて、様々な不利益な差別待遇を受けてきた。特に宗教的な民族であるインド・アーリヤ民族の社會においては、下層カーストは宗教的儀式から除外され、上層カーストの享受する様々な權利が與えられなかつた。タイツテイリーヤ・サンヒターによれば、シュードラは神から光明を受ける點において、上位三カーストと同様であつたようであるが、しかし一方において、シュードラはヴェーダの供犠を禁じられていた。即ち、「人間の中ではシュードラ、動物の中では馬。従つて馬とシュードラのこれら兩者は存在するものを運搬するものの *bhūta-saṃkramaṇin* であり、それ故にシュードラは供犠において適當ではない。」と説かれている。アイタレーヤ・ブラーフマナによれば、ヴェーダを誦するにも、バラモンはガーヤत्री *Gāyatrī* 調、ラージャヤヌヤはトリシトウプ *Tris-*

tūh 調、ヴァイシヤはジャガティー *Jagati* 調をもつて誦するが、シュードラに關しては、神はシュードラを創造するに當つて、いかなる韻律をも與えなかつたといわれる。ターンダヤ・マハーブラーフマナには、シュードラはいかに多くの家畜を有するとも、供犠を行う資格はなく、又再生族の足を洗うような賤しい仕事をしなければならなかつたことを示している。

ブリハドアーラニヤカ・ウパニシャッドによれば、シュードラは扶養者 *ṛṣan* として神によつて造られたと説かれているが、チャーンドーギヤ・ウパニシャッドには、この世において醜惡なる行をなすものは醜惡なる胎、即ち犬の胎、あるいは牡豚の胎、あるいはチャンダーラ *Candāla* の胎に入ることになるとしてゐる。

シュードラは淨法を受けることができないから、祭祀に參與する資格はない。従つてシュードラのために祭祀を行うことは禁止された。マヌ法典によれば、シュードラのために祭

を行う者は肢體によつて多くのバラモンに觸れる時、その數だけ布施の善果を失うといわれる。バラモンは決してシュードラから供犠のために財産を乞ひ受けてはならない。何故ならば、乞うて祭祀を行えば、死後チャンダーラとして生まれるからである。シュードラから財を得て、火祭 agni-hotra を行う者はシュードラの祭僧である。故にヴェーダを説く者の間では非難されると説かれている。

因みにチャーンンドーギヤ・ウパニシャッドには、奴隸女ジャーバーラー Jabālā の子サティヤカーマ Satyakāma がハーリドルマタ Haridrumata の許に入門を許されたことを説いている⁽⁸⁾。入門式 upanayana は重要な宗教的儀式の一つであるが、右の場合も、サティヤカーマの資性言動がバラモンと同様であると認められて許可されているのである。即ち彼がハーリドルマタの許に到り、梵行を修することを願ひ出た際に、ハーリドルマタは型の如く入門者にその姓を問うた所、サティヤカーマは自ら何れの姓であるかを知らず、自分がかつてその母が若い時に諸家に侍婢として勤めた際に得た私生児であり、ジャーバーラー女の子サティヤカーマと名乗るのみであると答えたのに對し、ハーリドルマタは「バラモンでなくては、このように明言することはできない。……私はお前を弟子とするであらう。お前は眞實を捨てなかつたからである」と言つて、弟子としたといわれる。但しこのよう

な姓の判らない者が入門を許されたのは、いわば例外のことであり、その際も決して下層カーストの者としてではなく、バラモン待遇として認可されていることは、ブラフマースト⁽⁹⁾ラも指摘しているところである。

- 1 Tait-Sam., V. 7. 6. 3-4
- 2 ibid., V. 11. 1. 6
- 3 Ait-Br., V. 12
- 4 Tāndya-Māhā-Bṛ., VI. 1. 11
- 5 Bṛhad-Up., I. 4. 13
- 6 Chānd-Up., V. 10. 7
- 7 Manu, III. 178, XI. 24, XI. 42
- 8 Chānd-Up., IV. 4. 1-5
- 9 Brahma-S. I. 3. 37

二、シュードラの法

經典文學においては、シュードラに關する種々なる規定を設けている。先ず、バラモンへの奉仕のみがシュードラの優れた義務であるといわれる。何故ならば、それ以外の何事になしても、彼に果報をもたらすことはないからである。バラモンはシュードラの能力、勤勉及び扶養者の總數を考慮して、自己の家族の財産から、適宜に扶持を與えるべきである。ヴェーダを知り、家住者にして、名聲のあるバラモンに奉仕

することは、シュードラの義務であり、最高の安樂をもたらすものである。清淨にして、上位のカーストに奉仕し、言葉優しく、利己的でなく、常にバラモンに庇護を求めるシュードラは來世において高いカーストを得るとされる。反對に、再生族にしてシュードラに奉仕する如きは、實にアパトリーカーナ (apātrikarāṇa, カーストから墮落する仕事をなすこと) の罪に値するものであるとされたのである⁽¹⁾。

シュードラは自在神 Svayambhu によつて、バラモンの奴隸として創造されたために、シュードラに對しては、買われたると否とを問わず、奴隸の仕事 *dasya* を強制することができた。シュードラはその所有者 *svāmin* から解放されても、奴隸たることからは解放されない。それはその生得 *ni-sarga* のものであるから、何人も彼からそれを除くことはできない。奴隸は財産を有しないといわれ、彼等の得る財産は彼等を所有する者に屬するとされる。シュードラはたとい能力があつても、財産を蓄積してはならない。その故は、もしシュードラが財産を得るときは、バラモンを害するからである⁽²⁾。シュードラは私の三德 *guṇa* の中、タマス *tamas* の性質を有するものと目された。タマスに屬するものの徳の相は食欲、睡眠、不堅固、殘忍、無神論 *nāstika*、惡しき生活を送ること、常にしつこく物乞いをする⁽³⁾こと及び怠慢である。タマスの性質に屬するものは常に畜生たる性格 *tiryaktya* に

赴くとされた。タマスの性質に屬する者には、上中下の三種があるが、シュードラは中位の道程にあるとみられた⁽³⁾。

シュードラの妻となり得る者はシュードラの婦人のみであつた。但しシュードラの婦人は上位三カーストの妻となることはできたが、バラモンやクシャトリヤはたとい窮迫しても、シュードラの婦人をその最初の妻としたことは物語 *vr̥tānta* にも説かれていないとして、嚴重に戒めている。愚かさの故に卑しい生まれのを娶つた再生族は直ちにその子孫もろとも家族をシュードラの地位に落すとされた⁽⁴⁾。

1 Mannu, X. 123, 123, 124; IX. 334, 335; XI. 70

2 *ibid.*, 413, 414; VIII. 416; X. 129

3 *ibid.*, XII. 33, 34

4 *ibid.*, III. 13-15

三、混合カーストの發生

高いカーストの男子と低いカーストの婦人との結婚による出生即ちアヌローマ (*anuloma*, 順生) 及び低いカーストの男子と高いカーストの婦人との結婚による出生即ちプラティローマ (*pratiloma*, 逆生) の結果、混合カーストが生じ、更にこれらの混合カースト間の結婚による出生が新たに混合カーストを發生せしめるに到つた。さきに擧げたチャーンドーギヤ・ウパニシャッドの中のチャンダーラの外にも、タイツテイリ

ーヤ・サンヒターにはクシャットリ *Kṣatri*、ラタカーラ *Ra-thakara*、ニシャーダ *Nisada* が、タイッティリーヤ・ブラーフmanaには、アーヨーガヴァ *Āyogava*、ヤーガダ *Māga-dha*、スータ *Sūta*、ラタカーラ、ラージャプトラ *Rājaputra*、ウグラ *Ugra* が、ダーンドヤ・ブラーフmanaにはスータやクシャットリの名が見えている。⁽¹⁾ これらは後世の經典文學において混合カーストとして詳細に規定されるものと同じ名であるが、これらがすべて經典文學に説かれるものと同様な意味をもつた混合カーストであるとは斷言できない。しかし既にこの當時、ある程度混合カースト的なものが存在したであろうとも考えられる。經典文學によれば、チャンダーラはバラモン女とシュードラ男の子、ニシャーダはバラモン男とヴァイシャ女の子、又はバラモン男とシュードラ女の子、アーヨーガヴァはヴァイシャ女とシュードラ男の子、マーガダはクシャトリヤ女とヴァイシャ男の子、スータはバラモン女とクシャトリヤ男の子、ウグラはクシャトリヤ男とシュードラ女の子、又はヴァイシャ男とシュードラ女の子であり、ラタカーラはマーヒシュヤ *Mahishya* 男(クシャトリヤ男とヴァイシャ女の子)とカラナ *Karana* 女(ヴァイシャ男とシュードラ女の子、又はクシャトリヤ男とヴァイシャ女の子)であり、ラージャプトラはヴァイシャ男とアンバシユタ女の子、又はクシャトリヤ男とカラナ女の子である。⁽³⁾

こうして異つたカースト間の人々の情交や結婚により、カーストの混亂 *varṇa-saṅkara* に基づく子等が生まれ、⁽³⁾ これらはヴァーティヤ (*Vratīya*, 追放者、墮姓者)と呼ばれた。⁽⁴⁾ カーストを腐敗させるこれらのカーストの混合 *pariḥva-mṣa* が生ずる所にあつては、かかる王國はその國民と共に速かに滅亡するといわれた。⁽⁵⁾

1 Tait-Sam., IV. 5. 4. 2; Tait-Br., III. 4. 1; Tāṇḍya-Br.,

XIX. 14

2 Yājñavalkya-Smṛiti, I. 91-94; Gautama-Dh. S., I. 14, etc.

3 Manu, X. 24

4 Baudhāyana-Dh. S., I. 9. 16

5 Manu, X. 61

四、混合カーストの社會的地位

タイッティリーヤ・ブラーフmanaには、ラタカーラは雨季に聖火を捧ぐべきであると説き、⁽¹⁾ バードヴァージャ・グリフヤーストラにもラタカーラは雨季に入門式を行うべきことを規定している。⁽²⁾ ラタカーラはアヌローマ同士の結婚により生まれた者であるが、マヌ法典によれば、同じカーストの婦人及び次の低いカーストの婦人によつて生まれた六人の息子は再生族の義務を有するとして、⁽³⁾ 六アヌローマの者は再生族の儀式を行い得るとしている。⁽³⁾ ヤージュニャヴァルキヤ法

典、一・九五のミタークシヤラ *Mitākṣara* 註には、クシヤトリヤとヴァイシヤが彼等より直ぐ下のカーストの婦人により儲けたアヌローマの子及びアヌローマ同士の子は祭式を行い、布施をし、入門式の儀式を行う権利を有すると述べている。ガウタマ・ダルマーストトラには、バラモンとシュードラ婦人から生まれた子の場合に例外規定を設けている。又、マヌ法典によれば、すべてのプラティローマはシュードラに等しい者とされ、従つて入門式を行う資格はなかつたと見られる⁽⁵⁾。

アヌローマの息子がその父や母のカーストに比して如何なる地位にあるかについては、次のような説がある。

一、或るカーストの男子がその直ぐ下のカーストの婦人と結婚した場合、その子は父のカーストに属する⁽⁶⁾。但し一つ置いて次のカーストの妻との息子は異カースト *asavāna* である⁽⁷⁾。二、アヌローマの結合による子は父のカーストより低い状態にあるが、母のカーストよりは高い状態にある。再生族の男子がそれぞれ直ぐ下のカーストの婦人との間に儲けた息子は父と類似したものであつて、再生族の義務を有するが、その母に缺點があるので非難される⁽⁸⁾。三、アヌローマによる息子は母のカーストと同じである⁽⁹⁾。

次にプラティローマは「法から除かれたる」*dharmahina* 者といわれる。又、プラティローマは不眞實であり、アヌロ

ーマは眞實であるともいわれる⁽¹⁰⁾。スータ、ヴァイデーハカ、チャンダーラ、マーガダ、クシヤッターラ、アーヨーガヴァ、これらの六のプラティローマはそれら自身のカーストの婦人によつて、等しいカーストの者を生む。彼等はその母のカーストの婦人、又は上のカーストの婦人によつて同じカーストの者を生む。これら六カーストは、又相互の婦人との間に多数の賤しむべき子を儲ける。彼等はその父より更に罪深く、又アーリヤ人の社會から排斥される。排斥された者は高いカーストの婦人において、更に排斥されるべき者を生む。かくて卑賤な者は次々に卑賤な者を生んでゆくのである⁽¹¹⁾。

1 Tait. Br., I. 1. 48

2 Bharaḍvāja-G. S., I. 1. 又、ラタカーラの家族は馬祠 (*Aśva-medha*) の際に馬とその保護者のための休憩所となつた (*cf.* Śata-Bṛ., XIII. 4. 2. 17: *Āpastamba-Sr. S.*, XX. 5. 18. *シャ*ルマによれば、これはラタカーラが後世の馬祠の際にも政治的地位を維持し續けたことを示すとしてゐる (*Ram Sharan Sharma: Śūdras in Ancient India*, 1958, Delhi, p. 55)

3 Manu, X. 41

4 Gautama-Dh. S., IV. 21

5 Manu, X. 4. 1

6 Bauddhāyana-Dh. S., I. 8. 6; I. 93

7 Artha-Śāstra, III. 7

8 Manu, X. 28: X. 6, 14

9 ヤージュニヤヴァルキヤ・スムリティ一九一のミタークシャ
ラ註

10 Gautama-Dh. S., IV. 20

11 Yājñu-Dh. S., XVI. 3

12 Manu, X. 26-31

五、カーストの向上と向下

一方においてカーストの向上の道も開かれていた。ガウタマ・ダルマーストトラには、アーチャーリヤの説として、各カーストの花婿が花嫁より高いか低いかわれかの場合に、彼等はそれぞれ七代か五代経つて向上するか向下すると説いている⁽¹⁾。ハラダッタ Haradatta はこれを次の如く説明する。バラモンの男子がクシャトリヤの婦人と結婚する時、この結婚から生まれた娘はサヴァルナー Savarna と呼ばれる。この娘がバラモンと結婚し、娘が生まれ、この娘がまたバラモンと結婚し、もしこれが同じ具合に七代にわたつて続くならば、然る時第七代目の娘がバラモンと結婚する場合、その結婚から生まれる子はすべてバラモンのカーストに属する。これに反し、バラモンがクシャトリヤの娘と結婚し、サヴァルナと呼ばれる息子が生まれる場合、その息子がクシャトリヤの娘と結婚して息子を得る。これが五代の間続き、第五代の息子がクシャトリヤの娘と結婚する時、その生まれた息子はクシ

ヤトリヤのカーストに属する。(尤も先行する代においては、父はクシャトリヤより高く、母のみがクシャトリヤである。)

マヌ法典によれば、バラモンの男子とシュードラの婦人との間に生まれた女の子がバラモンの男子と結婚して女の子を生むと、劣つたカーストは七代にして最高のカーストに到達する。しかしバラモンも代々シュードラの娘と結婚すると、七代にしてシュードラに顛落する。このことはクシャトリヤ或はヴァイシャの子孫についても同様である。メーダーティティ Mechatiti やクルーカ Kulūka はマヌ法典の言葉を更に敷衍して、バラモンがヴァイシャの婦人と結婚して、生まれた娘が再びバラモンと結婚してゆくと、第五代目においてカーストの向上 jaty-utkarsa がある。これに反し、バラモンの男子とヴァイシャの婦人から息子が生まれ、彼がヴァイシャの婦人と結婚し、このように續けてゆくと、第五代目には息子はヴァイシャとなる。即ちカーストの向下 jatya-apakarsa がおこる。同様にして、若しバラモンの男子がクシャトリヤの婦人と結婚する場合、それぞれ三代にしてカーストの向上と向下がおこるといふのである。

1 Gautama-Dh. S., IV. 18

2 Manu, X. 64, 65. ヤージュニヤヴァルキヤ法典一九六によ

れば、職業を換える際に同様なおこる。

(文部省科學研究費による研究成果の一部)